

藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
藤沢市公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）1月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2019年（平成31年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市立藤沢公民館が複合施設内に入り、平成31年4月1日に供用を開始するにあたり、運営方法の変更等が生じるため、公民館の使用手続きに関する規定を整備する必要による。

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市公民館条例施行規則（昭和34年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「教育委員会」の次に「（藤沢市立藤沢公民館にあつては指定管理者。以下第6条から第9条まで及び第11条において「教育委員会等」という。）」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、指定管理者にあつては、教育委員会の承認を得なければならない。

第6条第1項中「第6条第1項に規定する」を「第7条第1項の規定による」に、「公民館使用申請書を教育委員会に提出して」を「教育委員会等に対し、公民館使用申請書を提出し、又は電子情報処理組織を使用して申請に係る事項を送信することにより」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する電子情報処理組織を使用した申請は、第11条第1項の登録を受けた団体でなければ行うことができない。

第6条第3項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「教育委員会等」に、「第6条第5項」を「第7条第4項」に、「取り消す」を「取り消した」に改める。

第8条を削る。

第7条第1項中「第8条」を「第9条」に、同項第2号中「場合」の次に「（藤沢市立藤沢公民館にあつてはあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が特別な理由があると認めた場合）」を加え、同条第2項中「第8条」を「第9条」に改め、同項第6号中「場合」の次に「（藤沢市立藤沢公民館にあつてはあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が特別な理由があると認めた場合）」を加え、同条第3項中「第8条」を「第9条」に改め、「までの間」を削り、「を除く。）」

を「に当たるときは、同日前の市の休日でない日）までの間」に改め、「教育委員会が別に定める書面」を「公民館使用料減免申請書」に、「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(特別な設備等の承認手続)

第7条 条例第7条第6項の規定による承認の申請は、公民館特別設備等承認申請書に当該申請に係る設備又は装飾の内容を記載した仕様書を添えて行うものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を書面により当該申請者に通知するものとする。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。

(規則で定める団体)

第10条 条例第6条に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体が5人以上の者によつて組織されており、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。
- (2) 団体の活動の主たる区域がこの市の区域であること。
- (3) 団体が計画的な活動を継続していること。
- (4) 団体の運営が当該団体を組織する者によつて自主的に行われていること。

(団体登録)

第11条 前条に規定する団体のうち、公民館施設を継続的に利用しようとする団体は、あらかじめ利用の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書に記載された団体が前条の要件を備えていることを確認し、要件を備えている団体を公民館利用団体として登録するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは、当該団体に公民館団体登録カードを交付するものとする。

5 教育委員会は、公民館利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公民館利用団体の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により公民館利用団体としての登録を受けたとき。

(2) 施設等の管理上支障のある行為を行つたと認めたとき。

6 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体としての登録を取り消したときは、公民館利用団体登録取消決定通知書により当該公民館利用団体の代表者に通知するものとする。

7 前項の通知を受けた公民館利用団体は、公民館団体登録カードを教育委員会に返還しなければならない。

8 教育委員会等は、第5項の規定により公民館利用団体としての登録が取り消され場合において、当該取消を決定した日以後に当該公民館利用団体が使用の許可を受けている施設があるときは、その使用の許可を取り消すことができる。

第9条第1項中「第6条第1項又は第2項」を「第7条第1項」に、「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第2項中「第8条第3項」を「第11条第3項」に改め、「(条例第8条の規定による使用料の減額又は免除の決定を受けたものを除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

藤沢市公民館条例施行規則(昭和34年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月14日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第4条（略） （供用時間及び休館日）</p> <p>第5条 第1項（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会(藤沢市立藤沢公民館にあつては指定管理者。以下第6条から第9条まで及び第11条において「教育委員会等」という。)</u>は、特に必要があると認めるときは、供用時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。<u>ただし、指定管理者にあつては、教育委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>（使用申請手続等）</p> <p>第6条 条例第7条第1項の規定による申請は、<u>教育委員会等に対し、公民館使用申請書を提出し、又は電子情報処理組織を使用して申請に係る事項を送信することにより行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する電子情報処理組織を使用した申請は、第11条第1項の登録を受けた団体でなければ行うことができない。</u></p> <p>3 <u>教育委員会等は、第1項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>教育委員会等は、条例第7条第4項の規定により公民館の使用許可を取り消したときは、公民館使用許可取消書により使用許可を受けたものに通知するものと</u></p>	<p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月14日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第4条（略） （供用時間及び休館日）</p> <p>第5条 第1項（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、供用時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。</p> <p>（使用申請手続等）</p> <p>第6条 条例第6条第1項に規定する申請は、公民館使用申請書を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第6条第2項の規定により行われた申請については、前項の申請書により行われたものとみなして、次項の規定を適用する。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 教育委員会は、条例第6条第5項の規定により公民館の使用許可を取り消すときは、公民館使用許可取消書により使用許可を受けたものに通知するものとする。</p>

する。

(特別な設備等の承認手続)

第7条 条例第7条第6項の規定による承認の申請は、公民館特別設備等承認申請書に当該申請に係る設備又は装飾の内容を記載した仕様書を添えて行うものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を書面により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の減免基準等)

第8条 条例第9条の規定により使用料を減額する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

第1号 (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 (藤沢市立藤沢公民館にあつてはあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が特別な理由があると認めた場合) その都度教育委員会が定める割合

2 条例第9条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

第1号～第5号 (略)

(6) その他教育委員会が認めた場合 (藤沢市立藤沢公民館にあつてはあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が特別な理由があると認めた場合)

3 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、当該公民館を使用しようとする日の前日(藤沢市の休日を定める条例(平成元年藤沢市条例第24号)第1条第1項に規定する市の休日)に当たるときは、同日前の市の休日でない日)までの間に公民館使用料減免申請書により教育委員会等に申請しなければならない。

4 教育委員会等は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(使用料の減免基準等)

第7条 条例第8条の規定により使用料を減額する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

第1号 (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

2 条例第8条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

第1号～第5号 (略)

(6) その他教育委員会が認めた場合

3 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(藤沢市の休日を定める条例(平成元年藤沢市条例第24号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)に教育委員会が別に定める書面により教育委員会に申請しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第9条 条例第7条第1項の規定による申請をしたもので、当該申請を受理され、又は使用を許可されたものがその使用を取りやめようとするときは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。)に公民館使用取りやめ届を教育委員会等に提出しなければならない。

2 第11条第3項の規定により登録された団体は、電子情報処理組織を使用して前項の届出をすることができる。

(規則で定める団体)

第10条 条例第6条に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

第1号 ～第4号 (略)

(団体登録)

第11条 前条に規定する団体のうち、公民館施設を継続的に利用しようとする団体は、あらかじめ利用の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書に記載された団体が前条の要件を備えていることを確認し、要件を備えている団体を公民館利用団体として登録するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは、当該団体に公民館団体登録カードを交付するものとする。

第5項～第7項 (略)

8 教育委員会等は、第5項の規定により公民館利用団体としての登録が取り消さ

(規則で定める団体)

第8条 条例第6条第2項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当する団体として公民館に登録されたものとする。

第1号 ～第4号 (略)

2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録届出書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の届出書が提出されたときは、当該届出書に記載された団体が第1項の要件を備えていることを確認し、要件を備えている団体を公民館利用団体(条例第6条第2項の申請をすることができる団体をいう。以下同じ。)として登録するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは、当該届出人に公民館団体登録カードを交付するものとする。

第5項～第7項 (略)

8 教育委員会は、第5項の規定により公民館利用団体としての登録を取り消した

れた場合において、当該取消を決定した日以後に当該公民館利用団体が使用の許可を受けている施設があるときは、その使用の許可を取り消すことができる。

(使用許可時間)

第12条 使用許可を受けた時間には、準備及び原状に回復する時間を含むものとする。

(遵守事項)

第13条 公民館の使用許可を受けたものは、公民館を使用するときは、係員の指示に従わなければならない。

(様式)

第14条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

付 則

- 1 この規則は公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。
- 2 藤沢市公民館使用条例施行規則(昭和27年1月藤沢市規則第2号)は廃止する。
- 3 平成28年2月15日から平成31年3月31日までの間に限り、藤沢市労働会館条例

場合において、当該取消を決定した日以後に当該公民館利用団体が使用の許可を受けている施設の使用許可区分があるときは、当該使用許可区分に係る使用の許可を取り消すことができる。

(使用の取りやめの届出)

第9条 条例第6条第1項又は第2項の規定による申請をしたもので、当該申請を受理され、又は使用を許可されたものがその使用を取りやめようとするときは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。)に公民館使用取りやめ届を教育委員会に提出しなければならない。

2 第8条第3項の規定により登録された団体(条例第8条の規定による使用料の減額又は免除の決定を受けたものを除く。)は、電子情報処理組織を使用して前項の届出をすることができる。

(使用許可時間)

第10条 使用許可を受けた時間には、準備及び原状に回復する時間を含むものとする。

(遵守事項)

第11条 公民館の使用許可を受けたものは、公民館を使用するときは、係員の指示に従わなければならない。

(様式)

第12条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

付 則

- 1 この規則は公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。
- 2 藤沢市公民館使用条例施行規則(昭和27年1月藤沢市規則第2号)は廃止する。
- 3 平成28年2月15日から平成31年3月31日までの間に限り、藤沢市労働会館条例

(昭和51年藤沢市条例第31号)第2条に規定する藤沢市労働会館の建て替えが行われなかつたならば当該労働会館を使用しようとする団体として教育委員会が認めたものは、第8条第3項の規定による登録を受けた団体とみなす。

【改正附則省略】

(昭和51年藤沢市条例第31号)第2条に規定する藤沢市労働会館の建て替えが行われなかつたならば当該労働会館を使用しようとする団体として教育委員会が認めたものは、第8条第3項の規定による登録を受けた団体とみなす。

【改正附則省略】